

旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月21日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 議会運営委員会

委員長 中 野 ひろゆき

## 旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例

旭川市議会委員会条例（昭和38年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条3 経済建設常任委員会の項第2号中「観光スポーツ交流部」を「観光スポーツ部」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による経済建設常任委員会の委員，委員長又は副委員長（以下「旧委員等」という。）である者は，この条例の施行の日において，それぞれこの条例による改正後の旭川市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による経済建設常任委員会の委員，委員長又は副委員長（以下「新委員等」という。）となるものとする。この場合において，新委員等の任期は，旧委員等の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による経済建設常任委員会に付議されている事件は，新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。